

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 四アルキル鉛等業務に係る措置(第二条―第二十一条の二)</p> <p>第三章・第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(四アルキル鉛の製造に係る措置)</p> <p>第二条 事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業場所をそれ以外の作業場所その他関係者が立ち入る場所から隔離すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 作業場所以外の場所に、作業に従事する労働者のための休憩室並びに当該労働者の専用に供するための洗面設備、洗浄用灯油槽及びシャワー(シャワーを設けない場合にあつては、浴槽)を設けること。</p> <p>五 装置等を毎日一回以上点検し、四アルキル鉛又はその蒸気が漏れ、又は漏れるおそれのあることが判明したときは、必要な処置を行うこと。</p> <p>六 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 四アルキル鉛を入れるドラム缶等の容器を堅固で四アルキル</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 四アルキル鉛等業務に係る措置(第二条―第二十一条)</p> <p>第三章・第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(四アルキル鉛の製造に係る措置)</p> <p>第二条 事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業場所をそれ以外の作業場所その他労働者が立ち入る場所から隔離すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 作業場所以外の場所に、作業に従事する労働者のための休憩室並びに当該労働者の専用に供するための洗面設備、洗浄用灯油槽及びシャワー(シャワーを設けない場合にあつては、浴槽)を設けること。</p> <p>五 装置等を毎日一回以上点検し、四アルキル鉛又はその蒸気が漏れ、又は漏れるおそれのあることが判明したときは、必要な処置を行なうこと。</p> <p>六 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 四アルキル鉛を入れるドラムかん等の容器を堅固で四アルキ</p>

鉛が漏れるおそれのないものとし、かつ、当該容器に四アルキル鉛用の容器である旨の表示をすること。

2 (略)

3 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。

- 一 第一項第六号の保護具を使用する必要があること
- 二 第一項第七号の保護具を携帯する必要があること
- 三 第一項第八号の措置を講ずる必要があること

(四アルキル鉛の混入に係る措置)

第四条 事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業場所の建築物を換気が十分に行われるように少なくともその三側面を開放したものとすること。
- 三 ドラム缶中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業により当該ドラム缶を空にしようとするときは、その内部に四アルキル鉛が残らないように吸引すること。
- 四 ドラム缶中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業を終了したときは、直ちに、当該ドラム缶を密栓し、かつ、その外面の四アルキル鉛による汚染を除去すること。
- 五 作業に従事する労働者に不透透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。
- 六 (略)

2 (略)

3 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

- 一 第一項第三号及び第四号の措置を講ずる必要があること
- 二 第一項第五号の保護具を使用する必要があること

ル鉛が漏れるおそれのないものとし、かつ、当該容器に四アルキル鉛用の容器である旨の表示をすること。

2 (略)

(新設)

(四アルキル鉛の混入に係る措置)

第四条 事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業場所の建築物を換気が十分に行なわれるように少なくともその三側面を開放したものとすること。
- 三 ドラムかん中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業により当該ドラムかんをからにしようとするときは、その内部に四アルキル鉛が残らないように吸引すること。
- 四 ドラムかん中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業を終了したときは、直ちに、当該ドラムかんを密栓し、かつ、その外面の四アルキル鉛による汚染を除去すること。
- 五 作業に従事する労働者に不透透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。
- 六 (略)

2 (略)

(新設)

(装置等の修理等に係る措置)

第五条 事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業のはじめに四アルキル鉛等によつて汚染されている装置等の汚染を除去すること。ただし、作業のはじめに当該装置等の汚染を除去する作業を行うことが当該作業の性質上著しく困難であるときは、この限りでない。

二 作業(前号の汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、この限りでない。

2 (略)

3 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、同項第一号ただし書の場合は、第一号の事項について、当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。

一 第一項第一号の措置を講ずる必要があること

二 第一項第一号の汚染を除去する作業に従事するときを除き、同項第二号の保護具を使用する必要があること

(タンク内業務に係る措置)

第六条 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる措置は、作業開始前に、当該各号列記の順に行うものとする。

一〜八 (略)

九 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護

(装置等の修理等に係る措置)

第五条 事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業のはじめに四アルキル鉛等によつて汚染されている装置等の汚染を除去すること。ただし、作業のはじめに当該装置等の汚染を除去する作業を行なうことが当該作業の性質上著しく困難であるときは、この限りでない。

二 作業(前号の汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、この限りでない。

2 (略)

(新設)

(タンク内業務に係る措置)

第六条 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる措置は、作業開始前に、当該各号列記の順に行うものとする。

一〜八 (略)

九 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護

長靴及び帽子並びに送風マスクを使用させること。

十 第一号から第五号までの措置に係る作業及び第八号の措置に係る監視の作業（タンクの内部において行なう場合を除く。）に従事する労働者に不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、この限りでない。

2
(略)

3 第一項第一号から第五号までの措置に係る作業及び同項第八号の措置に係る監視の作業（タンクの内部において行なう場合を除く。）に従事する労働者は、当該作業に従事する間、同項第十号の保護具を使用しなければならない。ただし、同号ただし書の場合には、この限りでない。

4 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせる場合（労働者が当該業務に従事するときを除く。）は、同項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる措置を講ずること等について配慮するとともに、同項第一号から第五号までに掲げる措置は、当該各号列記の順に行われるよう配慮しなければならない。

5 事業者は、前項の請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。

一 第一項の業務に従事するときは、同項第九号の保護具を使用する必要があること

二 第一項第一号から第五号までに掲げる措置に係る作業に従事するときは、同項第十号の保護具を使用する必要があること

第七条 前条の規定（第一項第二号、第三号及び第六号の規定を除く。）は、令別表第五第四号に掲げる業務（加鉛ガソリン用のタンクに係るものに限る。）に労働者に従事させる場合及び当該業務の一部を請負人に請け負わせる場合に準用する。この場合にお

長靴及び帽子並びに送風マスクを使用させること。

十 第二号から第五号までの措置に係る作業及び第八号の措置に係る監視の作業（タンクの内部において行なう場合を除く。）に従事する労働者に不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、この限りでない。

2
(略)

3 第一項第一号から第五号までの措置に係る作業及び同項第八号の措置に係る監視の作業（タンクの内部において行なう場合を除く。）に従事する労働者は、当該作業に従事する間、同項第十号の保護具を使用しなければならない。ただし、同号ただし書の場合には、この限りでない。

(新設)

(新設)

第七条 前条の規定（第一項第二号、第三号及び第六号の規定を除く。）は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち加鉛ガソリン用のタンクに係るものに労働者に従事させる場合に準用する。この場合において、前条第一項及び第三項中「第一号から第五号まで

いて、前条第一項及び第三項から第五項まで中「第一号から第五号まで」とあるのは「第一号、第四号及び第五号」と、同条第四項中「第一号から第六号まで」とあるのは「第一号、第四号、第五号」と読み替えるものとする。

2 事業者は、前項の業務に労働者を従事させるときは、作業開始前に換気装置によりタンクの内部の空気中におけるガソリンの濃度が〇・一ミリグラム毎リットル以下になるまで換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けなければならない。

3 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせる場合（労働者が当該業務に従事するときを除く。）は、当該請負人が作業を開始する前に、前項の換気を行うこと等について配慮しなければならない。

（残さい物の取扱いに係る措置）

第八条 事業者は、令別表第五第五号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 残さい物（廃液を除く。）を運搬し、又は一時ためておくときは、蓋又は栓をした堅固な容器で、当該残さい物が漏れ、又はこぼれるおそれのないものを用いること。

二 （略）

三 廃液を一時ためておくときは廃液が漏れ、又はこぼれるおそれのない堅固な容器又はピットを用い、廃液を廃棄するときは希釈その他の方法により十分除毒した後処理すること。

四 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

2 （略）

3 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一 第一項第一号から第三号までの措置を講ずる必要があること
二 第一項第四号の保護具を使用する必要があること

「とあるのは」、「第一号、第四号及び第五号」と読み替えるものとする。

2 事業者は、前項の業務に労働者を従事させるときは、作業開始前に換気装置によりタンクの内部の空気中におけるガソリンの濃度が〇・一ミリグラム毎リットル以下になるまで換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けなければならない。

（新設）

（残さい物の取扱いに係る措置）

第八条 事業者は、令別表第五第五号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 残さい物（廃液を除く。）を運搬し、又は一時ためておくときは、ふた又は栓をした堅固な容器で、当該残さい物が漏れ、又はこぼれるおそれのないものを用いること。

二 （略）

三 廃液を一時ためておくときは廃液が漏れ、又はこぼれるおそれのない堅固な容器又はピットを用い、廃液を廃棄するときは希釈その他の方法により十分除毒した後処理すること。

四 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

2 （略）

（新設）

(ドラム缶等の取扱いに係る措置)

第九条 事業者は、令別表第五第六号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業のはじめに、ドラム缶等及びこれらを置いてある場所を点検し、四アルキル鉛が漏れ、又は漏れるおそれのあるドラム缶等について補修その他の必要な処置を行い、かつ、四アルキル鉛により汚染されているドラム缶等及び場所の汚染を除去すること。

二 前号の措置に係る作業（汚染を除去する作業を除く。）に従事する労働者に不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させ、並びに有機ガス用防毒マスクを携帯させること。

三 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一 第一項第一号の措置を講ずる必要があること

二 第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除去する作業を除く。）に従事するときは、不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用し、並びに有機ガス用防毒マスクを携帯する必要があること

三 第一項第一号の措置に係る作業以外の作業に従事するときは、同項第三号の保護具を使用する必要があること

(研究に係る措置)

第十条 (略)

2 (略)

3 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第二号の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

(汚染除去に係る措置)

(ドラムかん等の取扱いに係る措置)

第九条 事業者は、令別表第五第六号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業のはじめに、ドラムかん等及びこれらを置いてある場所を点検し、四アルキル鉛が漏れ、又は漏れるおそれのあるドラムかん等について補修その他の必要な処置を行ない、かつ、四アルキル鉛により汚染されているドラムかん等及び場所の汚染を除去すること。

二 前号の措置に係る作業（汚染を除去する作業を除く。）に従事する労働者に不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させ、並びに有機ガス用防毒マスクを携帯させること。

三 (略)

2・3 (略)

(新設)

(研究に係る措置)

第十条 (略)

2 (略)

(新設)

(汚染除去に係る措置)

第十一条 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならぬ。

一 三 (略)

四 第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。

五 第二号の換気の作業以外の作業（第三号の措置に係る監視の作業を含む。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、帽子及び送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク又は有機ガス用防毒マスク）を使用させること。

2| 事業者は、前項の場所において、同項の業務の一部を請負人に請け負わせる場合は、次の措置を講じなければならない。

一 労働者が作業に従事するときを除き、前項第二号及び第三号の措置を講ずること等について配慮すること。

二 当該請負人に対し、次に掲げる措置を講ずる必要がある旨を周知させること。

イ 前項第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）

（ ）に従事する場合は、同項第四号の保護具を使用すること。

ロ 前項第二号の換気の作業以外の作業に従事する場合は、同項第五号の保護具を使用すること。

3| 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき（第一項に規定する場合を除く。）は、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

4| 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるとき（第

第十一条 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならぬ。

一 三 (略)

四 第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。

五 第二号の換気の作業以外の作業（第三号の措置に係る監視の作業を含む。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、帽子及び送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク又は有機ガス用防毒マスク）を使用させること。

(新設)

2| 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき（前項に規定する場合を除く。）は、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

(新設)

二項に規定する場合を除く。）は、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一 作業場所に前項第一号の保護具を備える必要があること
二 前項第二号の保護具を使用する必要があること

5| (略)

6| 令別表第五第八号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、第一項の場合で、同項第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事するときは同項第四号の保護具を、同項の場合で同項第二号の換気の作業以外の作業に従事するときは同項第五号の保護具を、第三項の場合は同項第二号の保護具を、それぞれ使用しなければならない。

(加鉛ガソリンの使用に係る措置)

第十二条 (略)

2 (略)

3| 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。

一 第一項第一号の規定により局所排気装置を設けた場合において、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）、当該装置を稼働させること等について配慮すること。

二 当該請負人に対し、第一項第二号の保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

第十三条 (略)

2 (略)

3| 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、加鉛ガソリンを用いて手足等を洗つてはならない旨を周知させなければならない。

(汚染の除去に係る周知)

3| (略)

4| 令別表第五第八号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、第一項の場合で、同項第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事するときは同項第四号の保護具を、同項の場合で同項第二号の換気の作業以外の作業に従事するときは同項第五号の保護具を、第二項の場合は同項第二号の保護具を、それぞれ使用しなければならない。

(加鉛ガソリンの使用に係る措置)

第十二条 (略)

2 (略)

(新設)

第十三条 (略)

2 (略)

(新設)

第十五条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、身体又は衣類が四アルキル鉛によつて汚染されたときは、直ちに過マンガン酸カリウム溶液により、又は洗浄用灯油及び石けん等により汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならない。

(保護具等の管理)

第十六条 (略)

2| 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、その日の作業を開始する前に保護具について前項各号の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。

3| 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させたときは、作業終了後、速やかに、当該労働者が使用した保護具、作業衣、器具等を点検し、四アルキル鉛等により汚染されているものについては、焼却その他の方法により廃棄し、又は当該汚染を除去すること。

4| 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後、速やかに、使用した保護具、作業衣、器具等を点検し、四アルキル鉛等により汚染されているものについては、焼却その他の方法により廃棄し、又は当該汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならない。

5| 事業者は、令別表第五第一号、第二号又は第七号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該労働者ごとに二つの更衣用ロッカーを当該業務を行う作業場所から隔離された場所に設け、そのうち一つを金属製で保護具及び作業衣を格納するためのものとしなければならない。

6| 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者(労働者を除く。)ごとに二つの更衣用ロッカーを当該業務を行う作業場所から隔離された場所に設け、そのうち一つを金属製で保護具及び作業衣を格

(新設)

(保護具等の管理)

第十六条 (略)

(新設)

2| 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させたときは、作業終了後、すみやかに、当該労働者が使用した保護具、作業衣、器具等を点検し、四アルキル鉛等により汚染されているものについては、焼却その他の方法により廃棄し、又は当該汚染を除去すること。

(新設)

3| 事業者は、令別表第五第一号、第二号又は第七号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該労働者ごとに二つの更衣用ロッカーを当該業務を行なう作業場所から隔離された場所に設け、そのうち一つを金属製で保護具及び作業衣を格納するためのものとしなければならない。

(新設)

納するためのものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、次項の規定に基づく措置として当該請負人に更衣用ロッカーを使用させる場合は、この限りでない。

7| 事業者は、前項の請負人に対し、第五項の規定により設けた更衣用ロッカーを使用させる等保護具及び作業衣が適切に格納されるよう必要な配慮をしなければならない。

(洗身)

第十八条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させたときは、作業終了後、速やかに、当該労働者に洗身（令別表第五第六号又は第七号に掲げる業務については、手洗。次項において同じ。）をさせなければならない。

2| 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後、速やかに洗身をする必要がある旨を周知させなければならない。

(立入禁止)

第十九条 事業者は、四アルキル鉛等業務を行なう作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラム缶等がある場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、これらの場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(事故の場合の退避等)

第二十条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、作業に従事する者を作業場所等から退避させなければならない。

一〜四 (略)

2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる場合には、作業場所等

(新設)

(洗身)

第十八条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させたときは、作業終了後、すみやかに、当該労働者に洗身（令別表第五第六号又は第七号に掲げる業務については、手洗）をさせなければならない。

(新設)

(立入禁止)

第十九条 事業者は、四アルキル鉛等業務を行なう作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラムかん等がある場所に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(事故の場合の退避等)

第二十条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合において労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、労働者を作業場所等から退避させなければならない。

一〜四 (略)

2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる場合には、作業場所等

において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係者以外の作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

3 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人が異常な症状を訴え、又は当該請負人について異常な症状を発見したときであつて当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかつているおそれのあるときには、直ちに当該請負人を作業場所等から退避させなければならない。

(揭示)

第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四アルキル鉛等業務を行う作業場である旨

二 四アルキル鉛等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

三 四アルキル鉛等の取扱い上の注意事項

四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨

五 次に掲げる業務又は作業を行う作業場においては、有効な保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等

イ 令別表第五第一号に掲げる業務

ロ 令別表第五第二号に掲げる業務

ハ 令別表第五第三号に掲げる業務（第五条第一項第一号の汚染を除去する作業を除く。）（第五条第一項第二号ただし書の場合を除く。）

ニ 令別表第五第四号に掲げる業務（四アルキル鉛用及び加鉛ガソリン用のタンクに係るものに限る。）

において労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(新設)

(新設)

- ホ 第六条第一項第一号から第五号までの措置に係る作業及び同項第八号の措置に係る監視の作業（タンクの内部において行うものを除く。）（第七条第一項の規定により準用する場合を含む、第六条第一項第十号ただし書（第七条第一項の規定により準用する場合を含む。）の場合を除く。）
- ヘ 令別表第五第五号に掲げる業務
- ト 令別表第五第六号に掲げる業務（第九条第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除去する作業に限る。）を除く。）
- チ 令別表第五第七号に掲げる業務
- リ 令別表第五第八号に掲げる業務
- ヌ 第十二条第一項の業務

第三章 健康管理

（診断）

第二十五条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

- 一 （略）
- 二 四アルキル鉛等を飲み込んだ労働者
- 三・四 （略）
- 2 （略）
- 3 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の各号のいずれかに掲げる場合には、遅滞なく医師の診断を受ける必要がある旨を周知させなければならない。
 - 一 身体が四アルキル鉛等により汚染されたとき（加鉛ガンソリンにより汚染された場合であつて、四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときを除く。）
 - 二 四アルキル鉛等を飲み込んだとき
 - 三 四アルキル鉛の蒸気を吸入し、又は加鉛ガンソリンの蒸気を多量に吸入したとき

第三章 健康管理

（診断）

第二十五条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

- 一 （略）
 - 二 四アルキル鉛等を飲みこんだ労働者
 - 三・四 （略）
 - 2 （略）
- （新設）

四 四アルキル鉛等業務に従事した場合であつて、第二十二條第

一項第四号に掲げる症状が認められるとき

4| 事業者は、前項の請負人に対し、同項の診断の結果、異常が認められなかつたときも、その後二週間、医師による観察を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

(新設)

(四アルキル鉛中毒にかかっている労働者等の就業禁止)

第二十六條 (略)

(四アルキル鉛中毒にかかっている労働者等の就業禁止)
第二十六條 (略)

2| 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせる

ときは、当該請負人に対し、四アルキル鉛中毒にかかっている場

合又は医師の診断の結果、四アルキル鉛等業務に従事することが

健康の保持のために適当でないと医師が認めた場合は、四アルキ

ル鉛等業務に従事してはならない旨を周知させなければならない

(新設)